



茨城県報

第 1 5 9 3 号

平成16年 8 月12日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (厚生総務課) 2

告 示

医療機関及び施術機関の指定及び廃止 (厚生指導課) 3

救急医療協力診療所の指定取消し (医療整備課) 4

指定居宅サービス事業者の変更 (高齢福祉課) 5

指定居宅介護支援事業者の変更 (高齢福祉課) 5

大規模小売店舗の変更の届出 (3 件) (中小企業課) 5

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (3 件) (中小企業課) 8

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課) 11

定款変更の認可 (農村計画課) 12

道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課) 12

道路の供用の開始 (道路維持課) 13

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課) 13

事業計画の変更の認可 (下水道課) 14

土地改良事業に対する同意 (土地改良事務所) 14

土地改良区の清算結了に伴う清算人の退任 (土地改良事務所) 14

土地改良区役員の就任 (土地改良事務所) 15

公 告

開発行為の工事完了 (6 件) (建築指導課) 15

道路の位置の指定 (建築指導課) 16

多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び処理計画の実施状況の縦覧 (地方総合事務所) 16

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の縦覧 (地方総合事務所) 17

正 誤

平成16年 7 月20日付け茨城県報第1586号中..... 18

平成16年 7 月27日付け茨城県報号外第96号中..... 18

規 則

茨城県規則第72号

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 8 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則（平成 8 年茨城県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第 2 条第12号に規定する旅客車第 6 条第 2 号から第 9 号までを次のように改める。
- (2) 独立行政法人緑資源機構
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (9) 独立行政法人環境再生保全機構

第 6 条中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第20号までを 2 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 その 1 多くの人が利用する施設の表 7 の項第 3 号中「第20条」を「第38条」に改め、同項第 8 号中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改め、同項第10号中「第50条の 2」を「第50条の 2 第 1 項」に改め、同表12の項第 1 号カ中「第11条第 1 項第 2 号」を「第11条第 1 項第 3 号」に改める。

別表第 2 その 1 多くの人が利用する施設に係る整備基準の表 2 の項第 4 号中「又は音声」を「かつ、音声」に改め、同表 5 の項第 1 号に次のように加える。

オ オストメイト（人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。）のための洗浄設備等（以下「オストメイト対応設備等」という。）を設け、その旨を見やすい方法により表示すること。

別表第 2 その 1 多くの人が利用する施設に係る整備基準の表 7 の項第 3 号中「建築基準法」の次に「(昭和25年法律第201号)」を加え、同項第 4 号ア中「又は音声」を「かつ、音声」に改める。

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 4 号中

誘導用床材の敷設	有	無	適	否			を
音声誘導装置の設置			適	否			

誘導用床材の敷設及び音声誘導装置等の設置	有	無	適	否			に、

「	エ 非常ベルの設置	有	無	適	否			を
「	エ 非常ベルの設置	有	無	適	否			に、
	オ オストメイト対応設備等の設置及びその旨の見やすい方法による表示	有	無	適	否			
「	ア 誘導用床材の敷設等	を		「	ア 誘導用床材の敷設及び音声誘導装置等の設置	に改める。		

付 則

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 号、第 6 条並びに別表第 1 その 1 多くの人が利用する施設の表 7 の項第 3 号、第 8 号及び第10号、同表12の項第 1 号並びに別表第 2 その 1 多くの人が利用する施設に係る整備基準の表 7 の項第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定及び廃止したので、同法第55条の 2 の規定に基づき告示する。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
0211342 おおたしるクリニック	日立市幸町 1 - 7 - 7	内科, 消化器科, 肛門科, 放射線科	医療法人 おおたしるクリニック	平成16年 5 月31日	廃止
0211631 おおたしるクリニック	日立市平和町 1 - 17 - 15	消化器科, 内科, 放射線科, 肛門科	医療法人 おおたしるクリニック	平成16年 6 月 1 日	指定
726 大津港接骨院	北茨城市大津町1356	柔道整復	蛭 田 知佳子	平成16年 6 月30日	廃止
757 大津港接骨院	北茨城市大津町1356	柔道整復	蛭 田 武 弘	平成16年 7 月 1 日	指定
1810225 木村クリニック	岩井市大字岩井1600	耳鼻咽喉科	木 村 伸 一	平成16年 4 月30日	廃止
1810266 木村クリニック	岩井市岩井1600	耳鼻咽喉科, 小児科	医療法人 颯風会	平成16年 5 月 1 日	指定
2030738 つくば三井ビル歯科	つくば市竹園 1 - 6 - 1 つくば三井ビル 4 F	歯科	植 松 哲	平成16年 3 月31日	廃止
1930045 大沢歯科医院	牛久市田宮町 3 - 8 - 2	歯科	大 沢 智恵子	平成16年 5 月20日	廃止
716 まきうち整骨院	稲敷郡河内町生板字横間8898 - 2	柔道整復	牧 内 隆 治	平成16年 7 月 3 日	廃止

コ ー ド 名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
2111235 つちだ内科泌尿器科クリ ニック	ひたちなか市馬渡3841 - 12	内科, 泌尿器科, 外 科, 小児科	土 田 誠	平成16年 6月1日	指定
2430326 市川歯科クリニック	守谷市立沢246 - 1	歯科, 小児歯科, 歯 科口腔外科	市 川 博 庸	平成16年 6月1日	指定
2031488 デンタルオフィスウエマ ッ	つくば市天久保2 - 9 - 5 パ インヒルズツクバ	歯科	植 松 哲	平成16年 6月1日	指定
1930763 牛久駅西口歯科	牛久市牛久町282	歯科	結 城 康 雄	平成16年 6月1日	指定
1930755 ましこ歯科医院	牛久市田宮町1084 - 12	歯科	増 子 好 仁	平成16年 5月1日	指定
1630272 稲田歯科診療所	笠間市稲田842 - 2	歯科	江 渡 かおる	平成16年 4月9日	指定
0810705 村井医院	龍ヶ崎市愛戸町55	内科, 小児科	村 居 敏 夫	平成16年 4月1日	指定
3110871 いばらき診療所 こづる	東茨城郡茨城町小鶴127 - 1	内科, 神経内科	医療法人社団 いばらき会	平成16年 5月24日	指定
0142426 ラルフ薬局	水戸市河和田町2894 - 62	調剤	株式会社 茨城 民間救急サービ ス	平成16年 6月1日	指定
4110664 関谷眼科	真壁郡明野町海老ヶ島2120 - 4	眼科	関 谷 榮 規	平成16年 5月1日	指定
2111243 藤咲整形外科医院	ひたちなか市足崎1474 - 257	整形外科, リウマチ 科, 内科	藤 咲 裕	平成16年 7月1日	指定
0840466 メルヘン薬局	龍ヶ崎市若柴町1230 - 1	調剤	有限会社 成和 薬局	平成16年 7月1日	指定
0210880 日立メディカルセンター 診療所	日立市東多賀町5 - 1 - 1	内科, 外科, 胃腸科, 耳鼻科	財団法人日立メ ディカルセンタ ー	平成16年 5月27日	指定
0640148 ヒロセ薬局	下館市幸町1 - 18 - 3	調剤	広 瀬 美 世	平成16年 6月30日	指定
758 山本接骨院	鹿島郡波崎町9283	柔道整復	山 本 敬 吉	平成16年 6月10日	指定
3690079 訪問看護にこにこステー ション	鹿島郡銚田町銚田2570	訪問看護	医療法人 三尚 会	平成16年 6月17日	指定

茨城県告示第1153号

次の救急医療協力診療所については、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条第1項第2号の規定により救急医療協力診療所の指定を取り消したので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により告示する。

平成16年 8月12日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
清 水 医 院	土浦市中荒川沖町13 - 1

茨城県告示第1154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0873600282	エヌ・アイ・サービス株式会社	エヌ・アイ・サービス株式会社 鹿島営業所	鹿島郡波崎町土合本町 2 - 9809 - 141	訪問介護 訪問入浴介護	事業所の所在地 (旧住所：鹿島郡波崎町土合本町 2 - 9809 - 10 - 6 - 206)	平成16年 6 月 8 日
0873300271	社会福祉法人東海村社会福祉協議会	東海村社会福祉協議会ヘルパーステーション	那珂郡東海村大字村松2005	訪問介護	事業所の所在地 (旧住所：那珂郡東海村舟石川 821 - 52)	平成16年 4 月 1 日

茨城県告示第1155号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同法第85条の規定により告示する。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	変更内容	変更年月日
0873300073	社会福祉法人東海村社会福祉協議会	東海村社会福祉協議会居宅介護支援事業所	那珂郡東海村大字村松2005	居宅介護支援	事業所の所在地 (旧住所：那珂郡東海村舟石川 821 - 52)	平成16年 4 月 1 日

茨城県告示第1156号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

南茨城新都市開発株式会社

代表取締役 吉 田 吉 宣

(2) 住所

龍ヶ崎市小通幸谷町412番地1号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンターサブラ
 龍ヶ崎市小柴5丁目1番2

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都港区芝公園四丁目1番4号	井 坂 榮

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8番地8	井 坂 榮

(3) 変更の年月日

平成16年5月27日

(4) 変更する理由

住所変更による

3 届出年月日

平成16年7月29日

茨城県告示第1157号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県西地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成16年8月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社村井商店

代表取締役 村 井 嘉 春
 結城市大字結城7473

(2) 協同組合ショッピングタウンゆうき

代表理事 大 木 重 夫
 結城市大字結城7473

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

シルクロード

結城市大字結城7473

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社イトヨーカ堂	東京都港区芝公園四丁目 1 番 4 号	井 坂 榮

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社イトヨーカ堂	東京都千代田区二番町 8 番地 8	井 坂 榮

(3) 変更の年月日

平成16年 5 月27日

(4) 変更する理由

住所変更による

3 届出年月日

平成16年 7 月20日

茨城県告示第1158号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県西地方総合事務所商工労政課に到着するように提出してください。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 安全商事株式会社

代表取締役社長 中 村 清 賢

水戸市笠原町136番地 1

(2) 有限会社豊商店

代表取締役社長 稲 葉 豊

下妻市大字下妻戊181番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

総合日曜大工センターアンゼン下妻店

下妻市大字下妻字柳の下戊116番 1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
安全商事株式会社	水戸市笠原町136番地 1	中 村 清 賢

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ホームセンターアンゼン	水戸市平須町1828番地	中 村 昭 彦

(3) 変更の年月日

平成16年 7 月 1 日

(4) 変更する理由

営業権譲渡のため。

3 届出年月日

平成16年 7 月15日

茨城県告示第1159号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーステーション牛久店

牛久市下根町字ヤツノ上434 - 1

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成16年 4 月 1 日

イ 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599 - 1	小 林 哲 美

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ワンダーコーポレーション	つくば市西大橋599 - 1	小 林 哲 美
株式会社ケーズデンキ	水戸市柳町 1 丁目13番20号	加 藤 修 一

(3) 届出年月日

平成16年 3 月12日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1160号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープうしく

牛久市南 1 丁目18 - 3 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（附則第 5 条第 1 項）

平成16年 4 月 1 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時30分～午前 0 時15分

ウ 届出年月日

平成16年 3 月11日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1161号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県西地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エコス猿島沓掛店

猿島郡猿島町大字沓掛字西郷1566 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成16年 5 月 6 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社エコス	東京都昭島市中神町1160番地 1	岩 谷 堯
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年12月10日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,906m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 106台
- (イ) 駐輪場の収容台数 51台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 21m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 52m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前 9 時
 - (閉店時刻) 午後10時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分 ~ 午後10時30分 (一部午後 9 時)
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
2 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時 ~ 午後 9 時

キ 届出年月日

平成16年 4 月 9 日

2 市町村の意見

特になし

~~~~~

茨城県告示第1162号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成 3 年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

| 貸付<br>期 間         | 融 資 機 関                   | 資 金 種 類 |        | 加工流通施設整備資金                        |                                    | 保健機能増進施設整備資金 |                                   |
|-------------------|---------------------------|---------|--------|-----------------------------------|------------------------------------|--------------|-----------------------------------|
|                   |                           | 貸付対象者   |        | A                                 |                                    | A            |                                   |
|                   |                           |         |        | 貸付金の<br>うち2億<br>7千万円<br>までの部<br>分 | 貸付金の<br>うち2億<br>7千万円<br>を超える<br>部分 | B            | 貸付金の<br>うち2億<br>7千万円<br>までの部<br>分 |
| 6 年以内             | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 | 年2.10%  | 年1.85% | 年1.60%                            | 年2.35%                             | 年2.10%       | 年1.85%                            |
|                   | 上記以外の場合                   | 年1.25%  | 年1.00% | 年0.75%                            | 年1.50%                             | 年1.25%       | 年1.00%                            |
| 6 年を超え<br>7 年以内   | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 | 年2.05%  | 年1.80% | 年1.55%                            | 年2.30%                             | 年2.05%       | 年1.80%                            |
|                   | 上記以外の場合                   | 年1.20%  | 年0.95% | 年0.70%                            | 年1.45%                             | 年1.20%       | 年0.95%                            |
| 7 年を超え<br>8 年以内   | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 | 年1.85%  | 年1.60% | 年1.35%                            | 年2.10%                             | 年1.85%       | 年1.60%                            |
|                   | 上記以外の場合                   | 年1.00%  | 年0.75% | 年0.50%                            | 年1.25%                             | 年1.00%       | 年0.75%                            |
| 8 年を超え<br>9 年以内   | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 | 年1.75%  | 年1.50% | 年1.25%                            | 年2.00%                             | 年1.75%       | 年1.50%                            |
|                   | 上記以外の場合                   | 年0.90%  | 年0.65% | 年0.40%                            | 年1.15%                             | 年0.90%       | 年0.65%                            |
| 9 年を超え<br>10 年以内  | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 | 年1.65%  | 年1.40% | 年1.15%                            | 年1.90%                             | 年1.65%       | 年1.40%                            |
|                   | 上記以外の場合                   | 年0.80%  | 年0.55% | 年0.30%                            | 年1.05%                             | 年0.80%       | 年0.55%                            |
| 10 年を超え<br>11 年以内 | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 | 年1.55%  | 年1.30% | 年1.05%                            | 年1.80%                             | 年1.55%       | 年1.30%                            |
|                   | 上記以外の場合                   | 年0.70%  | 年0.45% | 年0.20%                            | 年0.95%                             | 年0.70%       | 年0.45%                            |
| 11 年を超え<br>12 年以内 | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 | 年1.45%  | 年1.20% | 年0.95%                            | 年1.70%                             | 年1.45%       | 年1.20%                            |
|                   | 上記以外の場合                   | 年0.60%  | 年0.35% | 年0.10%                            | 年0.85%                             | 年0.60%       | 年0.35%                            |
| 12 年を超え<br>13 年以内 | 要綱第 3 の 2 のア, ウ及び<br>オの場合 | 年1.35%  | 年1.20% | 年0.85%                            | 年1.60%                             | 年1.45%       | 年1.10%                            |
|                   | 上記以外の場合                   | 年0.50%  | 年0.35% |                                   | 年0.75%                             | 年0.60%       | 年0.25%                            |

|               |                       |        |        |        |        |        |        |
|---------------|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 13年を超え<br>15年 | 要綱第3の2のア, ウ及び<br>オの場合 | 年1.25% | 年1.10% | 年0.75% | 年1.50% | 年1.35% | 年1.00% |
|               | 上記以外の場合               | 年0.40% | 年0.25% |        | 年0.65% | 年0.50% | 年0.15% |

(注) 1 「A」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のAをいう。

2 「B」とは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のBをいう。

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成16年7月22日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第1163号

平成16年6月15日付けで、麻生西部土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成16年8月3日認可した。

平成16年8月12日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年8月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年8月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 道路の種類 一般国道
- 路 線 名 118号
- 道路の区域

| 区 間                                                           | 旧新の別            | 敷地の幅員                                            | 延 長         | 摘 要    |
|---------------------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------|-------------|--------|
| 那珂郡瓜連町大字瓜連字鷺庭<br>1385番3地先から<br>那珂郡瓜連町大字下大賀字竹ノ内<br>895番1地先まで   | 旧               | メートル<br>最大 20.0<br>最小 11.0                       | メートル<br>837 | 現道拡幅   |
|                                                               | 新               | メートル<br>最大 67.0<br>最小 30.2                       | 850         |        |
| 那珂郡瓜連町大字下大賀字竹ノ内<br>895番1地先から<br>那珂郡大宮町大字下村田字富士山東<br>774番1地先まで | 旧 (A)           | メートル<br>最大 17.0<br>最小 11.0                       | メートル<br>913 | バイパス新設 |
|                                                               | 新<br>(A)<br>(B) | メートル<br>最大 17.0<br>最小 11.0<br>最大 61.0<br>最小 27.3 | 913<br>845  |        |

| 区 間                                                                | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長   | 摘 要     |
|--------------------------------------------------------------------|------|---------|-------|---------|
| 那珂郡大宮町大字下村田字富士山東<br>774番 1 地先から<br>那珂郡大宮町大字下村田字坪井上<br>4254番 4 地先まで | 旧    | メートル    | メートル  | 1,400   |
|                                                                    |      | 最大 28.0 |       |         |
|                                                                    | 新    | 最大 46.0 | 1,405 | 現 道 拡 幅 |
|                                                                    |      | 最小 30.4 |       |         |

茨城県告示第1165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 125号
- 3 道路の区域

| 区 間                                                  | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長   | 摘 要        |
|------------------------------------------------------|------|---------|-------|------------|
| 土浦市大字右初字大塚下1497番 1<br>地先から<br>土浦市大字中字日の出1616番 1 地先まで | 旧    | メートル    | メートル  | 1,636      |
|                                                      |      | 最大 84.3 |       |            |
|                                                      | 新    | 最大 84.3 | 1,728 | 管理界変更による延伸 |
|                                                      |      | 最小 21.8 |       |            |

茨城県告示第1166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成16年 8 月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道125号
- 2 供用開始の区間 土浦市大字中字日の出1616番 1 地先から  
土浦市大字中字日の出1616番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成16年 8 月12日

茨城県告示第1167号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、台町土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 台町土地区画整理組合

事 務 所 の 所 在 地 つくば市大字谷田部6384番地

事 業 施 行 期 間 自 平成元年 5 月18日

至 平成18年 3 月31日

施 行 地 区 つくば市大字谷田部字薬師下, 字台成井, 字上ノ出口, 字台町, 字富士塚, 字上ノ原, 字中塚, 字善正及び字下出口の各一部の区域

つくば市大字上横場字道心塚及び字善正の各一部の区域

設 立 認 可 の 年 月 日 平成元年 5 月18日

2 変更認可の年月日 平成16年 8 月12日

## 茨城県告示第1168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 総和町

2 都市計画事業の種類及び名称

古河・総和都市計画下水道事業

総和町公共下水道

3 事業施行期間 昭和51年 3 月 9 日から

平成19年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 変更なし

## 茨城県告示第1169号

関城町長から平成16年 4 月 8 日付けで協議のあった犬塚地区土地改良事業（農業用排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成16年 7 月21日同意した。

平成16年 8 月12日

茨城県下館土地改良事務所長 黒 須 拓 美

## 茨城県告示第1170号

清算法人平磯土地改良区代表 軍司 利勝から同法人の清算結了に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の者が清算人を退任した旨届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成16年 8 月12日

茨城県水戸土地改良事務所長 海 老 原 修

退 任

| 氏 名       | 住 所               |
|-----------|-------------------|
| 軍 司 利 勝   | ひたちなか市磯崎町4262番地 1 |
| 飛 田 義 男   | ” 平磯遠原町22番地 6     |
| 野 澤 兵 一   | ” 磯崎町4337番地       |
| 櫻 井 省 一 郎 | ” 平磯町2656番地 1     |
| 宮 本 弘 一   | ” 西十三奉行11626番地13  |
| 黒 澤 時 男   | ” 阿字ヶ浦町292番地 1    |
| 根 本 長 明   | ” 平磯町1136番地 1     |
| 根 本 康 光   | ” 平磯町528番地        |

茨城県告示第1171号

行方郡北浦町山田2566 - 1 に事務所を置く北浦土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成16年 8 月12日

茨城県鉾田土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

就 任

| 職 名 | 氏 名     | 住 所           |
|-----|---------|---------------|
| 理 事 | 小 林 政 吉 | 行方郡北浦町繁昌318番地 |

## 公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字木崎字新扇2915番 1

- 2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町知手中央 5 丁目 1 番 1 棟102号

神 尾 康 光

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町大字矢田部字新山11188番 4

- 2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡波崎町矢田部11192番 2

會 野 利 夫

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

龍ヶ崎市川原代町字参区2126番 3 , 2127番 1

## 2 事業主の住所及び氏名

つくば市桜 2 - 39 - 2 パレ・サンパティーク201

猪野瀬 徹

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市大字下高井字本薬師2058番 5

## 2 事業主の住所及び氏名

取手市井野台 1 丁目12番 1 号

海老原 征 巳

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原5110番12

## 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡阿見町阿見5346 - 11

坂 本 新 吾

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字下大野字鍛冶内765番 7

## 2 事業主の住所及び氏名

総和町大字上辺見925 - 1

西 岡 佐江子

## 道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年 8 月12日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指定年月日         | 申 請 者 |                         | 道 路 の 位 置             | 道路の幅員及び延長    |               |
|------------------|---------------|-------|-------------------------|-----------------------|--------------|---------------|
|                  |               | 氏 名   | 住 所                     |                       | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指令<br>第 216 号 | 平成16年 8 月 4 日 | 竹下 英世 | 東京都大田区東雪谷<br>二丁目25番 8 号 | 鹿嶋市大字小山字沼台<br>1032番17 | メートル<br>6.20 | メートル<br>33.02 |

## 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び処理計画の実施状況の縦覧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条第 7 項又は第12条の 2 第 8 項の規定に基づき、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）から、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）が提出され、及び同法第12条第 8 項又は第12条の 2 第 9 項の規定に基づき、多量排出事業者から処理計画の実施の状況について報告があったので、同法第12条第 9 項又は第12条の 2 第10項の規定により、次のとおり縦覧に供する。



平成16年 8 月12日

茨城県県北地方総合事務所長 安 義 治  
 茨城県鹿行地方総合事務所長 阿 部 薫  
 茨城県県南地方総合事務所長 諏 訪 原 守  
 茨城県県西地方総合事務所長 大 崎 正 昭

1 縦覧に供する書類

- (1) 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者による産業廃棄物処理計画書及びその添付書類
- (2) 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者による特別管理産業廃棄物処理計画書及びその添付書類
- (3) 産業廃棄物処理計画書を提出した事業者の産業廃棄物処理計画実施状況報告書及びその添付書類
- (4) 特別管理産業廃棄物処理計画書を提出した事業者の特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書及びその添付書類

2 縦覧期間

平成16年 8 月12日から 1 年間 (茨城県の休日を定める条例 (平成元年条例第 7 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。)

3 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 縦覧場所及びその所在地

| 縦 覧 場 所           | 縦覧場所の所在地           |
|-------------------|--------------------|
| 茨城県県北地方総合事務所環境保全課 | 水戸市柵町 1 - 3 - 1    |
| 茨城県鹿行地方総合事務所環境保全課 | 鹿島郡鉾田町大字鉾田1367 - 3 |
| 茨城県県南地方総合事務所環境保全課 | 土浦市真鍋 5 - 17 - 26  |
| 茨城県県西地方総合事務所環境保全課 | 下館市二木成615          |

~~~~~  
 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の縦覧

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成13年法律第65号。以下「法」という。) 第 8 条第 1 項の規定に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書の提出があったので、法第 9 条第 1 項の規定等に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 8 月12日

茨城県県北地方総合事務所長 安 義 治
 茨城県鹿行地方総合事務所長 阿 部 薫
 茨城県県南地方総合事務所長 諏 訪 原 守
 茨城県県西地方総合事務所長 大 崎 正 昭

1 縦覧に供する書類

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している事業者によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等届出書

2 縦覧期間

平成16年 8 月12日から平成17年 6 月30日まで (茨城県の休日を定める条例 (平成元年条例第 7 号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。)

3 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

4 縦覧場所及びその所在地

縦 覧 場 所	縦覧場所の所在地
茨城県北地方総合事務所環境保全課	水戸市柵町一丁目3番1号
茨城県鹿行地方総合事務所環境保全課	鹿島郡鉾田町大字鉾田1367番3号
茨城県南地方総合事務所環境保全課	土浦市真鍋五丁目17番26号
茨城県西地方総合事務所環境保全課	下館市二木成615番

~~~~~

---

正 誤

---

平成16年7月20日付け茨城県報第1586号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤      | 正          |
|-----|-------|--------|------------|
| 1   | 下から14 | 規則第69号 | 規則第69 - 2号 |

平成16年7月27日付け茨城県報号外第96号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行    | 誤      | 正          |
|-----|------|--------|------------|
| 1   | 1及び4 | 号外第96号 | 号外第96 - 2号 |
| 2   | 1    | 号外第96号 | 号外第96 - 2号 |
| 3   | 1    | 号外第96号 | 号外第96 - 2号 |
| 4   | 1    | 号外第96号 | 号外第96 - 2号 |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)

発行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)